

北海道根室振興局告示 第 50 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 4 年（2022 年）10 月 5 日

北海道根室振興局長 岡嶋 秀典

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 4 年度（2022 年度）において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和 4 年（2022 年）10 月 5 日に一般競争入札の公告を行う北海道根室振興局保健環境部保健行政室新型コロナウイルス感染症に係る患者搬送業務契約

（2）資格

北海道根室振興局保健環境部保健行政室新型コロナウイルス感染症に係る患者搬送業務契約に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

- ア 新型コロナウイルス感染症患者搬送業務（疑似症者を含む）
- イ アに付随する搬送車両の清掃及び消毒業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) 根室市内に本店、支店又は営業所を有すること。

(9) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者であること。

(10) 告示日現在において、(9) の事業を 2 年以上営んでいること。

(11) 一般乗用旅客自動車運送事業において、告示日現在より過去 2 年間で重大な事故等がないこと。

(12) 運転席と後部座席をビニールシートで分離するなど、飛沫防護策を講じた特定大型車を 2 台以上保有していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の (10) に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の契約を締結した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 4 年（2022 年）10 月 5 日（水）から令和 4 年（2022 年）10 月 19 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道根室振興局保健環境部保健行政室のホームページ

(<https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/index.html>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道根室振興局保健環境部保健行政室（北海道根室保健所）

(2) 所在地 〒087-0009 根室市弥栄町2丁目1番地

(3) 電話番号 (0153) 23-5161